令和7年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和7年8月27日(水)午前9時46分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和7年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第11号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専決処分につい

7

日程第4 議案第36号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評

価に関する報告書の提出について

日程第5 議案第37号 瑞穂市立ほづみ幼稚園児送迎バス運行規則の制定について

日程第6 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)について

日程第8 意 見 聴 取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す

る基準を定める条例等の一部を改正する条例について

日程第9 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

日程第10 教育長の報告

日程第11 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣告

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した委員

服 部 照

大 平 髙 司

伊藤清美

小倉真治

曽我部 樹 里

〇本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 磯 部 基 宏

教育総務課長 今 木 浩 靖

給食センター課長 松野光広

学校教育課長 川田英樹

学校教育課総括主幹 片山達人

学校教育課主幹 佐藤文行

幼児教育課長 野口智子

幼児教育課主幹 安藤 浩

生涯学習課長 廣瀬正人

生涯学習課主幹 近藤晃正

〇本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 島 田 将 志

〇傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和7年第8回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 令和7年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和7年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。 委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありますでしょうか。

ないようですので、日程第1 令和7年第7回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認 について、承認することとします。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、曽我部委員よろしくお願いします。

日程第3 承認第11号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第3 承認第11号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱についての専 決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第3 承認第11号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。提案理由は、瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項の規定により、別紙の者を瑞穂市子ども・子育て会議委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

充て職の委員1名が変更となったものです。

〇教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 承認第11号 瑞穂市子ども・子育て会議委員の委嘱 についての専決処分について、承認することとします。

日程第4 議案第36号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価に関する報告書の提出について

- ○教育長 日程第4 議案第36号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、を議題とします。
 事務局より説明を求めます。
- ○教育総務課長 日程第4 議案第36号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1 条第15号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会に属する事 務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告 書を議会に提出するものです。

<資料により説明>

- **〇教育長** 質問等はございますか。
- ○伊藤委員 4番の潜在保育士就業促進事業についてですが、令和6年度で事業完了とのことですが、市としてこのような事業を実施していたことはとても評価できると思います。保育士の人材確保は今後も厳しい状況がまだまだ続くと思いますので、地道な働きかけが大切ではないかと思います。今後、県の研修にどのようにつなげていくのかを考えていただきたいと思います。
- ○幼児教育課長 保育士の人材確保については、現在も課題として感じております。新規の応募になかなかつながっていないことから一旦完了としたところですが、きっかけづくりは必要であると考えておりまして、今年度の県主催の研修は本田第2保育所で行っていただきますので、身近な機会の提供ができると考えております。多様な働き方についても意識しておりまして、朝と夕方の時間設定で会計年度任用職員保育士を募集しておりますが、なかなか応募がない状況です。そこで、保育補助員という短時間勤務の職種を設けて、保育を学んでいる学生を中心に採用しています。いろいろな工夫をしながら幅広く募集できればと考えておりまして、この事業は一旦完了しましたが、今後状況を見ながら再開も選択肢の一つとして進めていきたいと考えております。
- **〇伊藤委員** この事業の応募者が少なかったという課題についての検証が必要であると思います。
- ○大平委員 19番の学力向上推進事業についてですが、B評価ということで、「主体的・対話的で深い学びの実現を目指した更なる授業改善の推進が課題である」と記載があり

ますが、もう少し具体的に説明してください。関連して、今年度の全国学力・学習状況 調査の全国平均正答率が全教科で前回を下回ったという新聞記事を見ましたが、本市の 状況を教えてください。

- ○学校教育課長 学校訪問で授業を見させていただくと、ほとんどの授業が主体的・対話的に進められていますが、本当に授業がわかったかどうかという深い学びが課題です。それについては、わかったかどうか、できたかどうかという教師の確実な見届けを行うように特に指導しております。もう一つの課題はICTの活用です。効果的に活用されている授業とそうでない授業がありますので、更に指導を深めていかなければならないということを課題として、B評価としております。次に、全国学力・学習状況調査の結果についてですが、本市の傾向としては例年通りで、小学生は全国平均とほぼ同じ、中学生は全国平均よりやや高くなっています。
- ○大平委員 次に28番の幼稚園・学校訪問事業についてですが、評価がBとなっている 理由を教えてください。
- **〇学校教育課長** 訪問自体は学校に寄り添って人材育成に努めているところですが、子どもたち全員が深い学びに達しているかどうかという視点で見ると、まだ改善する点が多いのではないかということでB評価とさせていただきました。
- ○大平委員 質問ではないですが、27番の勤務環境の改善事業の今後の課題に「学校だけでは対応できない生徒指導事案・保護者対応等については市の顧問弁護士に相談し対応するなど学校の負担軽減を目指していく」とありますので、是非この方向性を大事にしていただきたいと思います。
- **○伊藤委員** 17番の特色ある学校づくり推進事業についてですが、今後の課題に記載の ある「一般会計として実施する」とはどういうことでしょうか。

次に19番の学力向上推進事業についてですが、「主体的・対話的で深い学びの授業の両立」とあるのは、何と何の両立でしょうか。

最後、21番のMSJ・MSKの活動推進事業についてですが、今後の課題に「児童生徒の発案による活動の充実を図る」とあるのは、この5年間活動を推進する中で、そうではない部分があったのか、あるいは少し形骸化してきているような部分があったのか、いかがでしょうか。

〇学校教育課長 まず17番についてですが、特色ある学校づくりにかかる経費については、学校ごとに精査のうえきちんと予算化して実施するということです。

次に19番についてですが、主体的・対話的な授業形態を通して、子どもたちの深い 学びに結び付けたいという思いで両立という表現にしております。

最後、21番についてですが、ご指摘の通り、MSJもMSKも活動がやや形骸化しているところが正直あります。担当する教員同士や教育委員会が主体となった交流を深めていかなければならないと考えております。また、丁寧に子どもたちの声を拾いながら、主体性に結び付くような動きをつくる必要があると感じています。

- ○伊藤委員 MSJ・MSKの活動を中心になって進めている青少年育成市民会議と学校とをうまくつないでいくような働きかけが教育委員会でできて、子どもたちの新たな発案やアイデアが活動に含まれてくるのであれば、それはよいことだと思います。
- ○小倉委員 22番の特別支援教育推進事業についてですが、最近、特別な支援が必要な子どもが増えていて質も変わってきていると聞いています。そのような状況において、評価をA、方針を継続という現状維持に近い形でよいのかお尋ねします。
- ○学校教育課長 支援を要する子どもは本当に増えています。課題は、特別支援学級や通級指導教室を担当する人材の育成と子ども一人ひとりのニーズに合わせたサポート体制づくりです。人材育成については、各学校長のマネジメントのもと適切な指導をしていただいておりますし、教育委員会としてもそれぞれ研修を実施しています。サポート体制については、幼保小の連携に特に力を入れています。幼保の時点からどのような支援や対応が必要なのかということをアドバイスしたり、保護者の相談日を設けたりして対応しています。
- ○小倉委員 次に30番の中学校部活動社会人指導者派遣事業についてですが、社会人指 導者に対して教育指導に必要なリスキリングの機会をどのように設けているのか教えて ください。
- **〇学校教育課長** 社会人指導者には、部活動は教育の一環という認識をもっていただくことが大前提です。教育委員会としては指導者説明会を年に2回設けて、ハラスメント等を防止する研修を行っております。心配な事案が発生した場合は、指導者に対して助言し、確実な見届けを行っております。
- **○伊藤委員** 26番の教職員研修事業についてですが、今後の課題に「特別支援部会の在り方等」と括弧書きで記載がありますが、何か課題があるのか教えてください。

次に27番の勤務環境の改善事業についてですが、令和6年度において市の顧問弁護士や市民安全対策監に相談したような事案はありましたか。また、生徒指導事案対応の

ために時間外勤務が増えているのかもしれませんが、教員の力量を高める上でもある程 度の対応は必要ではないかと思いますが、教育委員会の見解を教えてください。

最後、29番の教育実践論文事業についてですが、応募の対象は1年目の教員でもいいし管理職でもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長 まず26番についてですが、昨年度までは、知的学級、自閉情緒学級、 通級指導教室をまとめて1つの特別支援部会として研修が行われていたことが課題でしたが、今年度からは3つの部会に分かれて、それぞれに精通した指導者から指導を受ける機会を確保していただいております。

次に27番についてですが、顧問弁護士への相談事案は5件ありました。そのうち、いじめ事案については、保護者への対応についてアドバイスをいただき、適切に対応できました。また、生徒指導対応の時間外勤務については、当然許容範囲はありますが、生徒のためにできることは適切にやりたいという教員が大変多く、教育委員会としては特に問題ないと考えております。

最後、29番についてですが、論文は自己研鑽だと考えております。実践したことを 丁寧に振り返って、自身を見つめるよい機会だと思います。アナウンスは全教員に対し て行っておりますが、6年目までの教員の執筆が多くなっています。今年度は校長会、 教頭会を通じて周知を徹底したところ、教頭1名から応募がありました。募集期間は終 了していますが、各種の研修の折に参加について呼びかけを行っております。

- **〇伊藤委員** 顧問弁護士がスクールロイヤーの立場で学校の力になっていただけるのであれば、大変よいことだと思います。
- ○大平委員 39番の子どもの読書活動の推進についてですが、読書活動推進のハブは学校での朝読ではないかと思っています。しかし、朝読をするにも朝、学校図書館が開いていないことが多いので、予算面も含めて対応していただくと活動が充実していくのではないかと思います。
- **〇生涯学習課長** 本に親しめる環境は家庭よりも学校のほうにあると思いますので、ご意 見については学校現場とも検討していきたいと思います。
- ○大平委員 次に40番の家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となった青少年健全育成の推進についてですが、課題として「三部会の在り方を見直し、市民が主体的に青少年育成に関わることができる市民会議を目指す」とありますが、どのように見直されましたか。評価はAですが、改善課題があるように思います。

- **〇生涯学習課長** 活動を一番広げやすい単位でいうと小中学校区、その次に自治会ということになるのですが、自治会だけで進めていくのは限界が来ていると正直感じております。今年度になりますが、市民協働安全課からの小学校区に対する補助金を活用して、小学校区単位でラジオ体操に取り組む動きが出てきておりますので、このような活動が市民全体に浸透できるように検討していければと考えております。
- ○大平委員 最後、41番の文化財の保存・啓発についてですが、歴史資料の保管状況が 改善されたり、それらについての調査が深まればよいと思うのですが、状況はどうです か。
- **〇生涯学習課長** 民具を中心に保管してあるだけで、公開や活用はできておりません。今 後施設の統廃合が進む中で、空き施設を活用して郷土資料を展示できるよう検討してい きたいと考えております。
- ○伊藤委員 37番の生涯学習自主事業についてですが、ネオクラシックコンサートのアウトリーチ事業は牛牧小と巣南中の2校で行われたとのことですが、実際にどのようなことが行われたのか、また、他の学校にも広げていくような方向性があるのかお聞きします。

次に48番の中山道大月多目的広場の活用についてですが、今後の課題に「中山道まちづくり推進委員会の法人化等の検討を行う」とありますが、この法人化が、現在進めている指定管理に結びついていくような可能性があるのかお聞きします。

○生涯学習課長 まず37番についてですが、できれば全ての学校で実施したかったところですが、出演者と学校との調整で最終的にこの2校となりました。出演者や楽器に触れあうことで、より親しみや興味を持ってもらう目的で実施しましたが、非常に好評であったと聞いております。

次に48番についてですが、この団体の活動に対しては現在市から補助金を交付していますが、法人格を取得することによってNPO法人として自立した活動を目指すこととなります。賑わいの創出に特化した団体ですので、現在進めている指定管理者は、この団体と連携して更なる賑わいの創出を検討することとしております。

○教育長 アウトリーチ事業について補足しますが、サックスプレーヤーの野々田万照さんにお願いしました。どちらの学校でも校歌をサックス風にアレンジして一緒に歌ったり、実際にドラムを演奏したりして、児童生徒にとって非常に身近な環境を提供することができました。今後も可能であれば実際のコンサートの前にこのような機会が持てれる。

ばと思っております。

- **〇伊藤委員** 学校独自にこのような企画を持つことは難しいと思います。これを機会に子 どもたちが本物の芸術や文化に触れることで、その後につながっていくような事業にな るのではないかと思います。
- **〇教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 議案第36号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の提出について、可決することとします。

日程第5 議案第37号 瑞穂市立ほづみ幼稚園児送迎バス運行規則の制定について

〇教育長 日程第5 議案第37号 瑞穂市立ほづみ幼稚園児送迎バス運行規則の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

〇学校教育課長 日程第5 議案第37号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1 条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求めるものです。提案理由は、瑞 穂市立ほづみ幼稚園児送迎バスの運行について必要な事項を定めるものです。

<資料により説明>

〇教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 議案第37号 瑞穂市立ほづみ幼稚園児送迎バス運行 規則の制定について、可決することとします。

日程第6 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について

○教育長 日程第6 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、 を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第6 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付すことについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

<資料により説明>

- **〇教育長** 質問等はございますか。
- **〇伊藤委員** こども計画策定事業の計画策定委託料が557万7千円となっていますが、 具体的な使途について教えてください。
- **〇幼児教育課長** 令和5年度に実施したアンケート調査の分析や子ども・子育て会議の運営サポート、また計画書等の印刷製本までを含む計画策定に関わる業務全般となります。
- **〇教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の 認定について、承認することとします。

日程第7 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)について

〇教育長 日程第7 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)について、 を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第7 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和7年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

<資料により説明>

〇教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第7 意見聴取 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)について、承認することとします。

日程第8 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

- ○教育長 日程第8 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、を議題とします。
 事務局より説明を求めます。
- ○幼児教育課長 日程第8 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和7年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求める

ものです。

法律の改正に伴い、関係する3つの市条例の項ズレ等を改正するものです。

〇教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、承認する こととします。

日程第9 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について

○教育長 日程第9 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について、を 議題とします。

事務局より説明を求めます。

〇生涯学習課長 日程第9 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。提案理由は、令和7年第3回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるものです。

施設使用料について、行政改革推進委員会での審議を経て改定するものです。

- **〇教育長** 質問等はございますか。
- ○伊藤委員 私も委員を務めている行政改革推進委員会では、施設の利用にあたって利用者が納得できる内容でないといけないという意見が多く出ました。不具合がある施設は可能な限り修繕して利用者の納得が得られるようにしていただけるとよいと思います。将来的にそれぞれの施設をどうするのかという長期的な見通しの中で、具体的に示していただけるとよいと思います。
- **○事務局長** 統廃合の計画を立てていかなければならない時期に来ていると思っておりますので、来年度以降進めていけたらと考えております。
- **〇教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 意見聴取 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例 について、承認することとします。

日程第10 教育長の報告

〇教育長 日程第10 教育長の報告です。

夏休みの子どもたちの姿についてです。まず、少年の主張岐阜県大会が8月5日に開催され、穂積北中学校の生徒が岐阜圏域の代表の一人として出場しました。堂々とした立派な発表だったと思います。次に、夏祭りでのボランティア活動やイングリッシュサロン、岐阜高専とのコラボによる特別授業といった様々な催しがあり、普段学校では体験できないことを体験できることは子どもたちにとって大事なことだと思いました。

学校は9月1日にスタートします。子どもたちが元気に登校してくれることを何より願っていますが、教員に対しては、子ども一人ひとりの様子をよく見て声をかけてほしいということを願っているところです。

日程第11 その他

- **〇教育長** 日程第11
 その他です。

 事務局長。
- ○事務局長 市議会9月定例会の日程についてご案内します。9月4日に開会、16日総 括質疑、18日文教厚生委員会、24、25日一般質問、30日が最終日となります。
- **〇教育長** 教育総務課長。
- ○教育総務課長 瑞穂市教育振興基本計画についてですが、お手元に現計画と次期計画案を併記した資料をお配りしております。次期計画の主要施策と施策ごとの主要事業の案について、現計画からの変更点を中心に各担当課長から説明させていただきますので、ご意見ご質問がございましたら、9月5日までにメールにてご連絡をお願いします。
 <幼児教育課長、学校教育課長、生涯学習課長、説明>
- **〇教育長** 給食センター課長。
- **〇給食センター課長** 特にございません。
- **〇教育長** 学校教育課長。
- ○学校教育課長 1点目は、先ほども申しました全国学力・学習状況調査についてです。 7月中旬に各学校に結果が届いておりますので、8月に各学校で分析会や授業改善の研修会を行い、9月以降に臨みます。

2点目は、長期休業明けの子どもたちへの支援についてです。心配な児童生徒には家庭訪問や電話連絡をするように校長会、教頭会でお願いしています。また、安心して学校に来てくださいというメールを明日28日16時に保護者宛てに一斉配信します。

〇教育長 幼児教育課長。

- ○幼児教育課長 令和8年度の保育所の入所申し込みが9月10日から始まります。今年度も11月初めには内定通知を出せるように事務を進めたいと思います。
- **〇教育長** 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長** 1点目は、サンコーパレットパークと周辺施設の指定管理の状況の報告です。募集要項を公表しましたが、現地見学会には8者から申し込みがありました。また、質問の受付には12者から質問票の提出がありました。

2点目は、机上に案内を置かせていただきましたが、10月11日にビブリオバトル・ 英語スピーチを開催します。委員の皆様も是非ご出席いただければと思います。

〇教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

第9回定例会は、9月22日(月)午後2時から、3-2会議室で開催します。

第10回定例会は、10月23日(木)午前9時30分から、同じく3-2会議室で開催しますのでよろしくお願いします。※後日、10月28日(火)に変更

閉会の宣言

〇教育長 これをもちまして、令和7年第8回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていた だきます。ありがとうございました。

閉会 午後0時2分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年8月27日

瑞穂市教育委員会 教育長 飛 飛、

委員 曽代部 樹里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。